丹波山村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

	住民基本台帳	歳 出 額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
区 分	人口(令和4年	A		В	B / A	令和2年度
	1月1日)					人件費率
令和3年度	545人	1,948,589千円	64,545千円	293,924千円	15.1%	15.5%

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

	職員数	給	Ė	į.	費	(参考)	(参考)
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	一人当たり	町村類型
区分						給与費	型 I -2
						B/A	平均一人当
							たり給与費
令和3年度	23	74, 120	16, 220	27, 628	117, 968	5, 129	5, 333
7 和 3 年 度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員 (再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 - 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス 指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する ため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均 したものである。

(4) 給与改定の状況

※人事委員会設置梨のため、掲載なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手 当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期)

平成29年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。激変緩和措置のため、当面の間は経過措置(現給補償)を実施。他の給与表についても、一般行政給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

※地域手当支給対象外地域

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区分			平均給与月額	平均給与月額
	平均平断	予均和材力額	平均和分月額	(国比較ベース)
丹波山村	38.0歳	262,270円	309,066円	303,947円
山梨県	42.9歳	328,475円	415,326円	364, 486円
玉	42.7歳	323,711円	405,049円	_
類似団体	40.9歳	290,443円	335,143円	317,423円

(2) 職員の初任給の状況 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

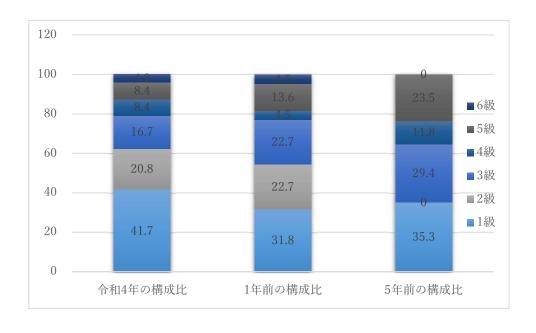
区	分	丹波山村	山梨県	国
하면 소프 교수 편안	大 学 卒	185,200 円	190,115 円	182,200 円
一般行政職	高 校 卒	154,600 円	156,061 円	150,600 円
LL Mc NC Zer mich	高校卒	151,900 円	158,580 円	_
技能労務職	中学卒	143,800 円	140,949 円	_
看護·保健職	大 学 卒	213, 200 円	219,735 円	_

3 一般行政職の級別職員数等の状況

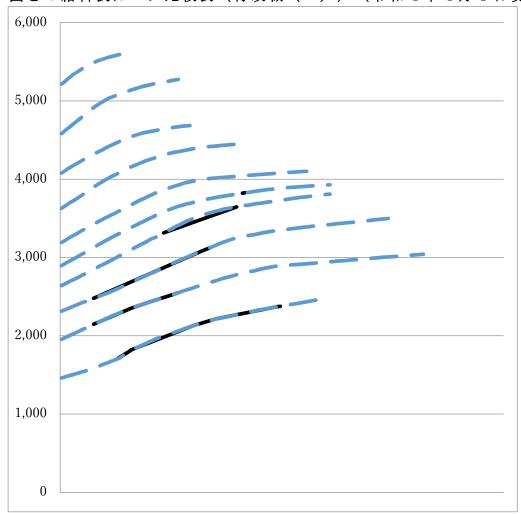
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

`_,	/**	14 /2 101 101 101 27 201 20	7/10 1 1 PC - DC	DE (10 10 -	1 = 24 = 1.	
区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の	最高号給の
	73	1示 宇田がよれが1711日	机 貝 奴	1件 八人 八	給料月額	給料月額
1	級	主事の職務	10人	41.7%	150,100円	247,600円
2	級	主任の職務	5人	20.8%	198,500円	304, 200円
3	級	副主査又は主査の職務 会計管理者の職務	4人	16.7%	234, 400円	350,000円
4	級	主幹、次長又は課長の職務	2人	8.3%	266,000円	381,000円
5	級	困難な業務を行う次長又は課長の職務	2人	8.3%	290,700円	393,000円
6	級	複雑かつ困難な業務を行う課長の職務	1人	4.2%	319, 200円	410, 200円

- (注) 1 丹波山村給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和 4 年 4 月 1 日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (丹波山村)

	令和 4 年 4 月 2 日から令和 5 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ.	イ. 人事評価を活用している		0)
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
	上位、標準、下位の区分	0		0	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
П.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

丹波山村	山梨県	国	
1人当たり平均支給額 (3年度)	1人当たり平均支給額(3年度)		
1,201千円	1,620千円	_	
(令和3年度支給割合)	(令和3年度支給割合)	(令和3年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	
2.40 月分 1.90 月分	2.40 月分 1.90 月分	2.55 月分 1.90 月分	
(1.45)月分 (0.90)月分	(1.35)月分 (0.90)月分	(1.45)月分 (0.90)月分	
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5~20%	役職加算 5~20%	役職加算 5~20%	
	管理職加算 10~25%	管理職加算 10~25%	

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

※国は、令和 3 年人事院勧告における 0.15 月の引き下げ分(4.45 月 \rightarrow 4.3 月)を令和 4 年 6 月期で調整。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (丹波山村)

	令和 4 年度中における運用	管理	職員	一般職員	
イ. 人事評価を活用している		0		0	
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
	上位、標準、下位の成績率	0		0	
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
□.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

丹波山村	国		
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年		
勤 続 2 0 年 19.6695月分 24.586875月分	勤 続 2 0 年 19.6695月分 24.586875月分		
勤 続 2 5 年 28.0395月分 33.27075 月分	勤 続 2 5 年 28.0395月分 33.27075 月分		
勤 続 3 5 年 39.7575月分 47.709 月分	勤 続 3 5 年 39.7575月分 47.709 月分		
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分		
1人当たり平均支給額 22,767千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和4年4月1日現在)

※地域手当支給地域に該当しないため、支給なし。

(4) 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
支給実績(令和	13年度決算)	10,272千円			
支給職員1人当	iたり平均支給年額(令	和3年度決算)	10,272千円		
職員全体に占め	る手当支給職員の割合	3.4%			
手当の種類(手	当数)	1			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する	
ナヨの名称		土な文和刈豕未伤	(令和3年度決算)	支給単価	
診療手当	診療所に勤務する	診療所での医療	10,272千円	日始0564円	
砂原子目	常勤の医師	の提供	10, 272 円	月額856千円	

5 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

Þ	<u>ζ</u>	分	給料	月	額	等	
給				(参考)	(参考)類似団体における最高/最低額		
714	村 長	Ę	520,000円		810,000円/	455,000円	
料		_	_				
	副村	長	440,000円		650,000円/	440,000円	
	議	長	215,000円		360,000円/	140,000円	
報							
	副議	長	183,000円		320,000円/	115,000円	
酬							
	議	員	160,000円		300,000円/	100,000円	
	市区町	村 長	 (令和3年度支給割合)				
期	副市町		3.95月分				
期末手当	Hi 11 11 11	11 K	3. 30/1 /3				
上 一 当	議	長	(令和3年度支給割合))			
	副議	長	3.95月分				
	議	員	0.30/1/3				
退			(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
職	市区町	村 長	給与月額×支給率 (0.42) ×1期 (48月)	10,483,200円	任期毎	
手	副市町	村 長	給与月額×支給率 (0.25) ×1期 (48月)	5,280,000円	任期毎	
当	備	考					

⁽注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

² 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

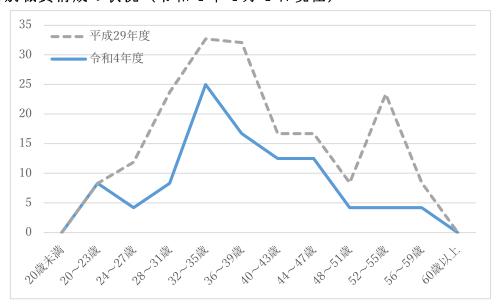
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		区分	職		対 前 年	主な増減理由
部門			令和3年	令和4年	増減数	
	_	議会 総務 税務	1 8 1	1 8 1		
普	般行	農林水産商工	2 1	2 2	1	人事異動による増
通	政 部	土木民生	0 6	0 6		
会	門	衛生	2	2		
計		計	21	22		
部	教育	部門	2	2		
門	消防		0	0		
	小	計	23	2 4		
公 営会 企計	病院下水子		3 2 1	3 2 1		
業部 等門	小	計	6	6		
	合	#	29 [32]	30 [32]	1	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 - 2 []内は、条例定数の内、村長事務部局、議会事務部局、教育委員会事務部局の 合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		7	}	}	}	>	>	}	}	7	}		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	2人	1人	2人	6人	4人	3人	3人	1人	1人	1人	0人	24人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 年 度	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和 4 年	過去5年間 の増減
							(率)
一般行政	18	21	21	22	21	22	4(122.2%)
教育	2	1	2	2	2	2	0(0.0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0.0%)
普通会計計	20	22	23	24	23	24	4(120.0%)
公営企業等会計計	6	6	5	5	6	6	0(0.0%)
総合計	26	28	28	29	29	30	4(115.4%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 - 2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 職員の給与の男女の差

(1)全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)			
任期の定めのない常勤職員	67.94%			
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.69%			
全職員	72.44%			

(2) 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

1. 役職段階別

係長相当職以上の女性職員がいないため、不掲載。

2. 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-%
3 1 ~ 3 5 年	-%
2 6 ~ 3 0 年	78.88%
2 1 ~ 2 5 年	50.21%
16~20年	-%
1 1 ~ 1 5 年	118.80%
6~10年	-%
1 ~ 5 年	93.44%

【説明欄】

勤続年数36年以上、31~35年、6~10年は対象の女性職員がいないため、不掲載。

* 勤続年数は、 いる。	採用年度を勤続年数14	年目とし、情報公表の対象	象となる年度までの年度単位	立で算出して